



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第657号 令和5年12月26日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【告示】

番号	表題	担当課名
587	令和5年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を告示する件	とくしまゼロ作戦課
588	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
589	同	同
590	同	同
591	同	同
592	土地改良区の役員の退任について届出があった件	農山漁村振興課
593	森林管理重点地域の指定をする件	森林整備課
594	建設業者の許可を取り消した件	建設管理課
595	道路の供用を開始する件	道路整備課

### 【病院局告示】

番号	表題	担当課名
14	特定調達契約について総合評価一般競争入札に付する件	

【選挙管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
134		地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
135		地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の名西選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件	
136		地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

【海区漁業調整委員会指示】

番号	表	題	担当課名
7		漁業法の規定に基づき徳島県海域におけるやす及びは具の使用を禁止する件	

【議会規程】

番号	表	題	担当課名
3		徳島県議会事務局規程の一部を改正する規程	
4		徳島県議会公文書管理規程	

徳島県告示第五百八十七号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百四十四条、第一百七十七条第一項及び第一百八十八条の規定により、令和五年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和五年十二月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第七回	令和六年一月十七日（水曜日）まで	令和六年一月二十七日（土曜日）	筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定

備考

- 筆記試験及び適性検査については、試験期日前にインターネットを利用する方法により受験するものとする。
- 筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学、地理歴史及び公民につき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

二 試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名称	位置
第七回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八

三 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の初日現在で十八歳以上三十三歳未満の者で、学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 採用予定月

令和六年三月又は四月

五 志願票の受領及び提出先

志願票は、各市役所若しくは各町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出

張所等で受領し、提出すること。

徳島県告示第五百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年十二月二十六日から令和六年四月二十六日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和五年十二月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目三番二号	橋 正喜

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロスプラザ徳島大松  
所在地 徳島市大松町榎原外七七 一一ほか

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原四丁目五番三六号	寺西 豊彦
株式会社マツクハウス	東京都杉並区梅里一丁目七番七号	坂下 和志
株式会社ローソン	同 品川区大崎一丁目一番二号	竹増 貞信
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二
徳島市農業協同組合	徳島市万代町五丁目七一番地一一	松田 清見

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原四丁目五番三六号	寺西 豊彦
株式会社マツクハウス	東京都杉並区梅里一丁目七番七号	舟橋 浩司
株式会社ローソン	同 品川区大崎一丁目一番二号	竹増 貞信
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二
徳島市農業協同組合	徳島市万代町五丁目七一番地一一	松田 清見

4 変更年月日

令和五年四月一日

二 届出年月日

令和五年九月十九日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

- 2 縦覧の期間 令和五年十二月二十六日から令和六年四月二十六日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで
- 四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二二三六七

- 2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第五百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年十二月二十六日から令和六年四月二十六日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和五年十二月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
大和リース株式会社	大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号	北 哲弥

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスポ阿波池田  
所在地 三好市池田町サラダ一六一二番地二ほか

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁四〇一番地一	疋田 直太郎
株式会社西松屋チエーン	兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地の一	大村 浩一
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目二番一号	尾崎 英雄
株式会社デイリーマート	美馬市脇町大字猪尻字若宮南一〇〇番一	松島 三秋
株式会社レイ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目三番三七号	白石 明生
株式会社つるや	同 湊町三丁目八番地一二	鶴田 直丈
株式会社ポトス	美馬郡つるぎ町半田字小野一三一番地一	佐藤 祐亮
株式会社ふれあい	三好郡東みよし町加茂一七四三番地	細田 忠敏
有限会社山下時計店	三好市池田町サラダ一七八一番地四	山下 泰樹
合同会社ヤマモト	同 一六五七番地	山本 哲也
竹内 貴史	同 ウエノ二六五〇番地一九	竹内 貴史
松本 博子	同 サラダ一七九四番地五	松本 博子

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁四〇一番地一	疋田 直太郎
株式会社西松屋チエーン	兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地の一	大村 浩一
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目二番一号	尾崎 英雄
株式会社デイリーマート	美馬市脇町大字猪尻字若宮南一〇〇番一	松島 三秋
株式会社レイ薬局	愛媛県松山市南江戸四丁目三番三七号	白石 明生

株式会社つるや	同	湊町三丁目八番地一二	鶴田 直文
株式会社ポトス	同	美馬郡つるぎ町半田字小野一三一番地一	佐藤 祐亮
株式会社ふれあい	三好郡東みよし町加茂一七四三番地		細田 忠敏
有限会社山下時計店	三好市池田町サラダ一七八一番地四		山下 泰樹
合同会社ヤマモト	同	一六五七番地	山本 哲也
竹内 貴史	同	ウエノ二六五〇番地一九	竹内 貴史

4 変更年月日

令和五年四月一日

二 届出年月日

令和五年十月二十三日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び三好市産業観光部商工政策課

2 縦覧の期間 令和五年十二月二十六日から令和六年四月二十六日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び三好市産業観光部商工政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第五百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年十二月二十六日から令和六年四月二十六日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和五年十二月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾 健一

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ徳島店

所在地 徳島市西新浜町一丁目四五番地一ほか

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾 健一
杉原 至	徳島市八万町上福万三 二四	
株式会社イルローザ	同 南沖洲五丁目六番一〇号	岡田 圭祐
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷三 六〇七	上田 稔夫
パレモ・ホールディングス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二七番一三三号 名駅錦橋ビル六階	吉田 馨
株式会社つるや	愛媛県松山市湊町三丁目八番地二二	鶴田 直文
有限会社オガワ	徳島市東新町一丁目八番地三	小川 憲哉
株式会社池田時計店	同 新町橋一丁目一番地	吉村 俊哉
田中商事株式会社	愛媛県松山市大街道二丁目三番地八	田中 康雅
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町一番一号	小林 辰夫
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町四番地の八	宮脇 範次
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二
株式会社徳栄	徳島市名東町三丁目一九七番地の六	酒巻 勝仁
株式会社タツミヤ	東京都八王子市市曉町一丁目三三番一三三号	指田 努
有限会社柏木電機商会	徳島市南矢三町二 一 五六	柏木 國弘
プランシエス株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一	原 忠司
有限会社すわる	徳島市新浜町三丁目一番五 一	濱口 恭一

株式会社ストライプインターナシヨナル	岡山市北区幸町二 八	立花 隆央
株式会社白寿生科学研究所	東京都渋谷区富ヶ谷一丁目三七番五号	原 昭邦
株式会社ヘンミ	香川県高松市丸亀町九番地一 ステップ	逸見 俊輔

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾 健一
杉原 至	徳島市八万町上福万三 二四	
株式会社イルローザ	同 南沖洲五丁目六番一〇号	岡田 圭祐
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷三 六〇 七	上田 稔夫
パレモ・ホールディングス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二七番一三三号 名駅錦橋ビル六階	吉田 馨
株式会社つるや	愛媛県松山市湊町三丁目八番地二二	鶴田 直丈
有限会社オガワ	徳島市東新町一丁目八番地三	小川 憲哉
株式会社池田時計店	同 新町橋一丁目一番地	吉村 俊哉
田中商事株式会社	愛媛県松山市大街道二丁目三番地八	田中 康雅
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町一番一号	小林 辰夫
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町四番地の八	宮脇 範次
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二
株式会社徳栄	徳島市名東町三丁目一九七番地の六	酒巻 勝仁
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目三三番一三三号	指田 努
有限会社柏木電機商会	徳島市南矢三町二 一 五六	柏木 國弘
プランシエス株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一	原 忠司
有限会社すわる	徳島市新浜町三丁目一番五 一	濱口 恭一
株式会社ストライプインターナシヨナル	岡山市北区幸町二 八	川部 将士
株式会社白寿生科学研究所	東京都渋谷区富ヶ谷一丁目三七番五号	原 昭邦
株式会社ヘンミ	香川県高松市丸亀町九番地一 ステップ	逸見 俊輔

4 変更年月日

令和五年二月一日

二 届出年月日

令和五年十一月二十二日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和五年十二月二十六日から令和六年四月二十六日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第五百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年十二月二十六日から令和六年四月二十六日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和五年十二月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾 健一

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ脇町店  
所在地 美馬市脇町字拝原一七一一 一ほか

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾 健一
株式会社池田時計店	徳島市新町橋一丁目一番地	吉村 俊哉
株式会社池田	同	同
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町四番地八	宮脇 範次
株式会社つるや	愛媛県松山市湊町三丁目八 一一一	鶴田 直丈
株式会社アルカスイントーナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番	内山 誠一
株式会社ポトス	美馬郡つるぎ町半田字小野一三二番地一	佐藤 順二
株式会社モリンホールディングス	香川県善通寺市生野町一〇六一番地	森本 宏樹

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾 健一
株式会社池田時計店	徳島市新町橋一丁目一番地	吉村 俊哉
株式会社池田	同	同
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町四番地八	宮脇 範次
株式会社つるや	愛媛県松山市湊町三丁目八 一一一	鶴田 直丈
株式会社アルカスイントーナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番	阪本 敏之
株式会社ポトス	美馬郡つるぎ町半田字小野一三二番地一	佐藤 順二

4 変更年月日

令和五年五月二十三日

二 届出年月日

令和五年十一月二十二日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び美馬市経済部企業応援課

2 縦覧の期間 令和五年十二月二十六日から令和六年四月二十六日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び美馬市経済部企業応援課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第五百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十二月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

阿南東部土地改良区

二 退任役員

役員名	氏名	住所
理事	岡久誠一	阿南市見能林町東浦五五

徳島県告示第五百九十三号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、森林管理重点地域として次のとおり指定する。

令和五年十二月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定の区域

三好市東祖谷栗枝渡二八一の一九

徳島県告示第五百九十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和五年十二月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 処分をした年月日

令和五年十二月十一日

二 被処分者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地

株式会社徳総

徳島市新南福島一丁目六番一〇号

三 被処分者の代表者氏名及び許可番号

代表取締役 坂井 大三郎

徳島県知事許可（般・〇一）第七〇五九一号

四 処分の内容

建設業法第二十九条第一項の規定による建設業許可の取消し（解体工事業に関する一

般建設業許可）

五 処分の原因となつた事実

法人の役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その刑が確定したことにより、建設業法第八条第十二号の規定に該当するに至つた。このことが同法第二十九条第一項第二号に該当する。

徳島県告示第五百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和五年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十二月二十六日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

301	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		久尾穴喰浦	海部郡海陽町久保字北田三二 番七から 同 番三地先まで	一五〇・九	令和五年十二月二十六日

徳島県病院局告示第十四号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第一百七条の規定において例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について総合評価落札方式一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十二月二十六日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の件名及び数量  
磁気共鳴画像（MRI）装置及び保守業務 一式
- 2 購入物品等の特質等  
入札説明書による。

3 納入期限

令和七年一月三十一日（金曜日）

4 納入場所

入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- 三 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先  
徳島市万代町一丁目一番地  
徳島県病院局経営改革課施設整備推進担当（電話〇八八 六二二 二二二八）
- 四 仕様内容についての問合せ先  
徳島市万代町一丁目一番地  
徳島県病院局経営改革課施設整備推進担当（電話〇八八 六二二 二二二八）
- 五 入札に参加する者に求められる事項等  
1 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等の必須の要求要件に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出しなければならない。なお、提出した応札仕様書

に關し県から説明を求められた場合は、これに應じなければならない。

## 2 応札仕様書の受領期限、提出場所及び提出方法

### (一) 受領期限

令和六年一月二十二日（月曜日）午後五時

### (二) 提出場所

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県病院局経営改革課施設整備推進担当

### (三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

## 六 入札手続等

### 1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

#### (一) 日時

令和六年二月六日（火曜日）午前十一時

#### (二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県病院局会議室

#### (三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

### 2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

#### (一) 受領期限

令和六年二月五日（月曜日）午後五時

#### (二) 宛先

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県病院局経営改革課施設整備推進担当

### 3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

### 4 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 5 入札保証金及び契約保証金

免除

### 6 入札の無効

#### (一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて

封書の表面に「磁気共鳴画像（MRI）装置及び保守業務 一式」と朱書がなく、  
入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額を  
もって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) その他入札に関する条件に違反した入札

## 7 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の  
納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で総合評価基準等に  
基づき算定された数値の最も高いもので落札者を決定する。落札となるべき数値の者  
が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものと  
する。

## 8 契約書の作成の要否

要

## 9 契約書の作成に係る注意事項

今回の入札においては、機器納入後、稼働開始から一年間の無償保証期間の満了後  
以降五年間の保守経費についても含めるものとする。

ただし、物品売買契約と保守業務委託契約とは別々に締結することとし、保守業務  
委託契約の締結に当たっては、その契約条項に「この契約は徳島県長期継続契約（平  
成十七年徳島県条例第十八号）に関する条例の規定に基づき長期継続契約であるため  
翌年度以降において、歳出予算の当該金額について、減額又は削除があつた場合は当  
該契約は解除する」旨を規定する。

## 10 その他

詳細は、入札説明書による。

## 七 Summary

1 Nature and quantity of the products to be purchased

Magnetic Resonance Imaging (MRI) system and maintenance 1 set

2 Time-limit for the submission of applications and relevant documents  
for the qualification

5:00 p.m., January 22, 2024

3 Date of Tender

11:00 a.m., February 6, 2024

(By mail, tenders must be submitted by 5:00 p.m., February 5, 2024)

4 Contact point for the notice

Management Reform Division, Prefectural Hospitals Bureau

Tokushima Prefectural Government

1-1Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture

Phone: 088-621-2218

徳島県選挙管理委員会告示第百二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年十二月二十六日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一六八、二〇九人

徳島県選挙管理委員会告示第百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の名西選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和五年十二月二十六日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
名 西	八、四六三人

徳島県選挙管理委員会告示第百二十六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年十二月二十六日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一六八、二〇九人

徳島海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和五年十二月二十六日

徳島海区漁業調整委員会 会長 岡 本 彰

一 定義

この指示において「やす」とは、鋭利な金具を棒の先端に取り付け、魚介類を突き刺して採捕する道具をいい、「は具」とは、岩盤などに固着した貝類及び海藻類等を剥ぎ落として採捕する道具で、熊手及び移植ごてを除くものをいう。

二 指示の内容

徳島県海域のうち、第一種共同漁業権漁場内においては、「やす」及び「は具」を使用して水産動植物を採捕してはならない。

三 指示の適用除外

この指示は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 1 漁業権又は入漁権に基づいて操業する場合。
- 2 徳島県漁業調整規則（令和二年徳島県規則第八十八号（以下「規則」という。））第三条の規定により知事の許可を受けた者が、当該許可に基づいて操業する場合。
- 3 規則第四十三条第一項の規定により知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合。
- 4 漁業法施行規則（昭和二十五年農林省令第十六号）第四十二条の許可を受けた者が、当該許可に基づいて採捕する場合。

四 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和六年一月一日から同年十二月三十一日までとする。

## 徳島県議会規程第三号

徳島県議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

徳島県議会議長 岡 田 理 絵

徳島県議会事務局規程の一部を改正する規程

徳島県議会事務局規程（昭和三十九年徳島県議会規程第一号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 組織（第二条―第六条）

第三章 決裁、代決及び専決（第七条―第十六条）

第四章 服務等（第十七条・第十八条）

附則

第一条の二を削る。

第三章の章名を次のように改める。

**第三章 決裁、代決及び専決**

第三章第一節の節名を削る。

第七条第一項中「上司」を「決裁権者」に改め、同条第二項中「の決裁を受けなければ」を「を経由しなければ」に改め、同条第三項を削る。

第十二条五号中「第十三条の二各号及び第十三条の三各号」を「第十四条各号及び第十五条各号」に改める。

第三章第二節を削り、同章中第十四条を第十六条とする。

第十三条の三第一号中「昭和二十七年徳島県人事委員会規則六―五」を「徳島県人事委員会規則六―五」に改め、同条第二号中「昭和三十三年徳島県人事委員会規則六―一七」を「徳島県人事委員会規則六―一七」に改め、同条第三号中「昭和四十九年徳島県人事委員会規則六―八七」を「徳島県人事委員会規則六―八七」に改め、同条第四号中「平成二年徳島県人事委員会規則六―一二三」を「徳島県人事委員会規則六―一二三」に改め、同条を第十五条とし、第十三条の二を第十四条とする。

第四章中第二十九条を第十七条とし、第三十条を第十八条とする。

様式第一号から様式第三号までを削る。

## 附 則

- 1 この規程は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に収受し、作成し、又は取得された公文書に係る取扱いについては、なお従前の例による。

## 徳島県議会規程第四号

徳島県議会公文書管理規程を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

徳島県議会議長 岡 田 理 絵

### 徳島県議会公文書管理規程

徳島県議会事務局公文書編さん保存規程（平成十三年徳島県議会規程第四号）の全部を改正する。

#### 目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 公文書の管理

第一節 公文書の收受等（第六条―第九条）

第二節 文書の作成等（第十条―第十四条）

第三節 公文書の施行（第十五条―第十九条）

第四節 公文書の整理、保存及び移管又は廃棄（第二十条―第二十八条）

第五節 管理状況の報告等（第二十九条―第三十一条）

第三章 雑則（第三十二条）

附則

#### 第一章 総則

（趣旨）

**第一条** この規程は、徳島県公文書等の管理に関する条例（令和五年徳島県条例第十七号。以下別表を除き、「条例」という。）第十一条第一項の規定に基づき、公文書の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第二条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公文書 条例第二条第二項に規定する公文書のうち、議会の事務局の職員が職務上作成し、又は取得したものをいう。

二 電子文書 公文書のうち電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であるものをいう。

三 紙文書 公文書のうち電子文書以外のものをいう。

四 電子決裁・文書管理システム 電子計算機を利用して公文書の立案、決裁、保存、廃棄その他公文書の管理に關する事務の処理を行うシステムをいう。

2 前項に定めるもののほか、この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（公文書の管理体制）

**第三条** 事務局長（以下「局長」という。）は、公文書の管理に關する事務を総括する。

2 課長は、当該課における公文書の管理に關する事務を総括する。  
（公文書取扱責任者及び公文書整理担当者）

**第四条** 課に、公文書取扱責任者（以下「責任者」という。）及び公文書整理担当者（以

下「担当者」という。)を置く。

2 課の責任者は課の副課長をもって充て、課の担当者は課長の指定する者とする。

3 責任者は、課長の命を受けて、当該課における次に掲げる事務を処理する。

- 一 公文書の審査に關すること。
- 二 公文書の処理の促進及び改善に關すること。
- 三 公文書の整理、保存及び移管又は廃棄に關すること。
- 四 公文書ファイル管理簿の作成に關すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理に關すること。

4 担当者は、責任者の指示を受けて、前項各号に掲げる事務を補助する。

(職員の責務)

**第五条** 職員は、条例の趣旨にのっとり、課長の指示に従い、公文書に係る事務を迅速かつ適正に処理するとともに、公文書を適正に管理しなければならない。

## 第二章 公文書の管理

### 第一節 公文書の收受等

(紙文書の受領、配布等)

**第六条** 事務局に到着し、受領した紙文書は、次に定めるところにより、処理しなければならない。

- 一 親展文書を除き、開封し、軽易なものを除き、その余白に收受印を押印し、主務課に配布すること。
- 二 親展文書は、開封しないであて名人に配布すること。
- 三 配達証明郵便、特別送達郵便その他の書留郵便及び電報は、特殊文書受付簿(様式第一号)に記録すること。

四 受領の日時が権利の得喪、変更等に關係があると認められる紙文書は、受領時刻を記入すること。

(電子文書の收受等)

**第七条** 電子文書は、電子メール(県庁総合サービスネットワーク上のグループウェアのメール機能をいう。)による送信その他の電気通信回線を用いる方法により送付される電磁的記録を受信し、又は記録媒体を受け取ることにより、課において受領する。

2 前項の規定により受領した電子文書のうち、当該課の分掌に属さないものは、直ちに主務課に転送し、又は記録媒体を回付しなければならない。

3 第一項の規定により受領した電子文書(前項の規定により転送し、又は記録媒体を回付したものを除く。)及び前項の規定により転送され、又は記録媒体を回付された電子文書は、軽易なものを除き、そのファイル名に收受した日を追記し、又は記録媒体に收受した日を物理的方法により記入しなければならない。

(請願書等の取扱い)

**第八条** 請願書及び陳情書については、第六条に規定する取扱いによるもののほか、別に定めるところにより、処理するものとする。

(重要又は異例の公文書)

**第九条** 受領した公文書のうち重要又は異例と認められるものは、配布、転送又は回付前に局長の閲覧を経なければならない。

## 第二節 文書の作成等

(文書主義の原則)

**第十条** 職員は、課長の指示に従い、条例第四条の規定に基づき、条例第一条の目的の達成に資するため、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

(公文書の立案)

**第十一条** 公文書の立案は、電子決裁・文書管理システムに公文書の件名、立案日、分類記号、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置、立案者名、文案、事案の処理に必要な書類等(以下「文書件名等」という。)を登録する方法により行わなければならない。ただし、事案の処理に必要な書類については、当該書類が大量である等の理由により電子決裁・文書管理システムに登録することが困難であると主務課長が認める場合は、登録することを要しない。この場合においては、当該登録することが困難であると認められる書類は、局長が別に定める方法により回議しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、秘密に属する事案である等の理由により電子決裁・文書管理システムに文案を登録することが適当でないと主務課長が認める事案に係る立案は、電子決裁・文書管理システムに文書件名等(文案及び事案の処理に必要な書類を除く。)を登録する方法により作成した立案用紙(様式第二号)によってすることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、軽易な事案に係る立案については、收受した公文書の余白又は主務課長が定めた帳票を用いて処理することができる。

(公文書の発信者名)

**第十二条** 公文書の発信者名は、別に定めがあるものを除くほか、議長名を用いなければならない。ただし、軽易な事項については、局長名又は課長名を用いることができる。

(回議)

**第十三条** 立案文書は、その事務(他課に係る事務を含む。)の内容に応じて、関係課員及び上司に回議しなければならない。

2 至急処理を要する立案文書を回議するときは、第十一条第一項の規定による立案に係る立案文書にあっては電子決裁・文書管理システムの所定の欄にその旨を登録し、同条第二項又は第三項の規定による立案に係る立案文書にあっては当該立案文書の左上欄にその旨を記入した付箋を貼り付けなければならない。

3 第十一条第二項又は第三項の規定による立案に係る立案文書のうち、即時処理を要する立案文書、説明を要する立案文書又は特に重要な立案文書は、立案者が自ら持ち回って、回議しなければならない。

4 第十一条第二項の規定による立案に係る立案文書のうち秘密に属する立案文書は、その欄外上部に「秘」と朱書し、主務課長又は特に命を受けた者が持ち回り、又は秘扱用の回議袋に入れて回議し、その取扱いに特に注意しなければならない。

(決裁日の登録等)

**第十四条** 決裁された立案文書には、立案者において、決裁日を登録し、又は記入しなければならない。

### 第三節 公文書の施行

(番号及び日付の登録等)

**第十五条** 施行文書には、次に掲げるものを除き、電子決裁・文書管理システムにより付けた番号を登録し、又は記入するとともに、日付を登録し、又は記入するものとする。

一 軽易な公文書

二 その他局長が別に定めるもの

(公文書の浄書及び照合)

**第十六条** 施行文書の浄書及び照合は、立案者において行うものとする。

(公印の押印等)

**第十七条** 浄書した紙文書には、公印（契印を除く。以下この条において同じ。）を押印しななければならない。ただし、次に掲げる紙文書については、この限りでない。

一 書簡、祝辞、弔辞その他公印を押印しないことを通例とする紙文書

二 前号に掲げるもののほか、その性質又は内容により公印を押印することを要しないものとして局長が別に定める紙文書

2 浄書した紙文書で公印を押印したものは、原議書と契印で割印しなければならない。ただし、第十一条第一項の規定による立案に係る浄書した紙文書には、契印を押印することを要しない。

(公文書の発送)

**第十八条** 公文書を発送する者は、次の各号に掲げる立案の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める処理を行わなければならない。

一 第十一条第一項の規定による立案 電子決裁・文書管理システムに発送日を登録すること。

二 第十一条第二項の規定による立案 発送日を電子決裁・文書管理システムに登録し、かつ、立案文書に記入すること。

三 第十一条第三項の規定による立案 立案文書に発送日を記入すること。

(県報登載)

**第十九条** 徳島県公告式条例（昭和二十五年徳島県条例第二十九号）に定めるものを除くほか、公文書で公示を必要とするものは、徳島県報に登載の手続をしなければならない。

### 第四節 公文書の整理、保存及び移管又は廃棄

(公文書ファイル管理情報の登録等)

**第二十条** 課長は、全ての公文書をいずれかの公文書ファイルにまとめ、管理することができるよう、毎年度当初までに電子決裁・文書管理システムに公文書ファイルの分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置、保存場所その他の公文書ファイルの管理に必要な情報（以下「公文書ファイル管理情報」という。）の登録を行わなければならない。

2 課長は、前項の規定により登録した公文書ファイル管理情報を変更する必要があるときは、電子決裁・文書管理システムにより修正するものとする。

(保存のための整理)

**第二十一条** 電子文書は、主務課において、電子決裁・文書管理システムに保存するため

、公文書ファイル管理情報の分類及び保存期間が満了したときの文書館への移管又は廃棄の措置の別並びに年度ごとに公文書ファイルに整理するものとする。

- 2 紙文書は、主務課において保存のため整理し、公文書ファイル管理情報の分類及び保存期間が満了したときの文書館への移管又は廃棄の措置の別並びに年度（年度により難しいものについては、暦年）ごとに公文書ファイルにまとめ、その背表紙に文書保存用紙（様式第三号）に所要事項を記入して貼り付けるものとする。  
（保存期間等）

**第二十二條** 公文書の保存期間は、三十年、十年、五年、三年、一年及び一年未満の期間とし、その基準は、別表に定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、常時使用する公文書については、保存期間を常用と設定し、必要な期間保存することができる。
- 3 前二項の規定は、法令に別段の定めのあるものについては、適用しない。
- 4 第一項の保存期間の起算日は、保存期間が一年以上の公文書にあつては当該公文書が作成され、又は取得された日の属する年度の翌年度の四月一日とし、保存期間が一年未満の公文書にあつては当該公文書が作成され、又は取得された日とする。
- 5 公文書ファイルの保存期間は、当該公文書ファイルにまとめられた公文書の保存期間とする。
- 6 前項の保存期間の起算日は、保存期間が一年以上の公文書ファイルにあつては公文書を公文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日（以下「ファイル作成日」という。）の属する年度の翌年度の四月一日とし、保存期間が一年未満の公文書ファイルにあつてはファイル作成日とする。  
（公文書ファイル管理簿の作成及び公表）

**第二十三條** 課長は、公文書ファイル（保存期間が一年未満のものを除く。）について、次の各号に掲げる事項を記載した公文書ファイル管理簿（様式第四号）を作成しなければならない。

- 一 分類
- 二 名称
- 三 保存期間
- 四 保存期間の満了する日
- 五 保存期間が満了したときの措置
- 六 保存場所
- 七 ファイル作成日の属する年度
- 八 記録媒体の種類
- 九 主務課

2 局長は、公文書ファイル管理簿を、県庁ふれあいセンターに備え置いて一般の閲覧に供するとともに、インターネットを利用する方法により公表しなければならない。

（保存公文書ファイルの保存）

**第二十四條** 課長は、公文書ファイル（保存期間が一年未満又は常用のものを除く。以下「保存公文書ファイル」という。）を公文書ファイル管理簿に定める保存場所において保存するものとする。

(公文書ファイルの保存期間の延長)

## 第二十五条

課長は、次に掲げる保存公文書ファイルについて、その必要な限度において一定の期間を定めて、保存期間を延長することができる。

- 一 現に監査、検査等の対象となつていているもの
- 二 現に係属している不服申立て又は訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの

三 徳島県情報公開条例（平成十三年徳島県条例第一号）第六条第一項に規定する公開請求があつたもの

四 前三号に掲げるもののほか、事務処理上その保存期間を延長する必要があると課長が認めるもの

- 2 課長は、前項の規定により保存公文書ファイルの保存期間を延長するときは、電子決裁・文書管理システムにより当該保存公文書ファイルの公文書ファイル管理情報を変更するとともに、公文書ファイル管理簿の当該保存公文書ファイルに係る保存期間及び保存期間の満了する日を修正するものとする。

- 3 課長は、紙文書に係る保存公文書ファイルについて第一項の規定により保存期間を延長したときは、当該保存公文書ファイルの背表紙に文書保存用紙を再度作成して貼り付けなければならない。

(保存公文書ファイルの移管)

## 第二十六条

局長は、保存期間が満了したときの措置として文書館に移管することと定められている保存公文書ファイルの保存期間が満了したときは、あらかじめ、徳島県立文書館長（以下「文書館長」という。）に対し、当該保存公文書ファイルについて記載された公文書ファイル管理簿を送付し、文書館に移管する旨を通知した上で移管しなければならない。

- 2 課長は、前項の規定により文書館に移管される保存公文書ファイルについて、条例第十三条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして文書館において利用の制限を行うこと（以下「利用制限の実施」という。）が適当であると認める場合には、徳島県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和五年徳島県規則第四十二号）第五条の特定歴史公文書等の利用制限に係る意見書（以下「意見書」という。）を文書館長に提出しなければならない。

(廃棄予定の保存公文書ファイルの移管)

## 第二十七条

局長は、保存期間が満了したときの措置として廃棄することと定められている保存公文書ファイルの保存期間が満了した場合において、当該保存公文書ファイルを廃棄しようとするときは、廃棄しようとする日の九十日以上前までに文書館長に協議しなければならない。

- 2 局長は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、廃棄しようとする保存公文書ファイルについて記載された公文書ファイル管理簿を文書館長に送付しなければならない。

- 3 局長は、第一項の規定により協議した保存公文書ファイルについて、文書館長から移管するよう求めがあつたときは、課長に指示し、電子決裁・文書管理システムにより当該保存公文書ファイルの公文書ファイル管理情報における保存期間が満了したときの措

置の定めを変更させるとともに、当該保存公文書ファイルを文書館に移管させなければならない。

4 課長は、紙文書に係る保存公文書ファイルが前項の規定により文書館に移管されるときは、当該保存公文書ファイルの背表紙に文書保存用紙を再度作成して貼り付け、速やかに、これを文書館長に引き渡さなければならない。

5 課長は、第三項の規定により文書館に移管される保存公文書ファイルについて、利用制限の実施が適当であると認める場合には、意見書を文書館長に提出しなければならない。

(保存公文書ファイル等の廃棄)

第二十八条 課長は、前条第一項の規定により協議した保存公文書ファイルについて、文書館長から廃棄することが適当である旨の通知があったときは、速やかに、当該保存公文書ファイルを廃棄しなければならない。

2 課長は、保存期間が一年未満の公文書ファイルについて、その保存期間が満了したときは、これを廃棄するものとする。

3 課長は、前二項の規定により廃棄を行うに当たっては、当該廃棄を行う公文書ファイルが不正に使用されることがないよう十分に留意してこれを行うとともに、個人情報その他の非公開情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

#### 第五節 管理状況の報告等

(管理状況の報告)

第二十九条 局長は、毎年度、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について知事に報告しなければならない。

(公文書の持出しの制限)

第三十条 公文書は、議事堂外に持ち出してはならない。ただし、公務のために必要がある場合において課長の承認を得たとき、又は火災その他非常災害に際し、その保全のために議事堂外に持ち出す場合は、この限りでない。

(紛失等への対応)

第三十一条 公文書ファイルについて紛失又は保存期間の満了前の不適切な廃棄（以下「紛失等」という。）が発生した場合には、その事実を知った職員は、直ちに責任者に報告しなければならない。

2 責任者は、公文書ファイルについて紛失等が発生した場合には、速やかに公文書ファイルの紛失等による被害の拡大の防止等のために必要な措置を講ずるとともに、課長及び局長に報告しなければならない。

#### 第三章 雑則

(補則)

第三十二条 この規程に定めるもののほか、公文書の管理については、知事の事務部局の例によるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、令和五年十二月二十六日から施行する。





				七 県有財産の取得、管理等に関する公文書				六 予算、決算、財政状況等に関する公文書				五 職員の人事等に関する公文書				
2 県有財産の管理に関するもの				3 監査又は検査に関するもの				2 収入又は支出に関するもの				1 職員の任免、分限及び懲戒に関するもの				
1 県有財産の取得又は処分及びその経緯に関するもの				1 予算編成若しくは決算又は財政状況及びその経緯に関するもの				5 職員の給与、旅費等に関するもの				3 職員の出張、特殊勤務、時間外勤務等の命令に関するもの				
特に重要なもの				特に重要なもの				特に重要なもの				特に重要なもの				その他
その他				その他				その他				その他				その他
重要なもの				重要なもの				重要なもの				重要なもの				重要なもの
五年				五年				五年				五年				五年
十年				十年				十年				十年				十年
三十年				三十年				三十年				三十年				三十年

<p>八 栄典、表彰等に関する公文書</p>		<p>九 調査、統計又は研究に関する公文書</p>		<p>十 選挙に関する公文書</p>			<p>十一 請願、陳情、意見書又は決議に関する公文書</p>		
<p>の</p>		<p>1 皇室の行事（行幸啓を含む。）への対応及びその経緯に関するもの</p>		<p>2 叙位、叙勲又は褒章の候補者の選考及びその経緯に関するもの</p>			<p>3 表彰又は褒賞及びその経緯に関するもの</p>		
<p>1 県民の意識調査等に関するもの</p>		<p>2 調査、統計又は研究に関するもの</p>			<p>県内で行われた国政選挙、最高裁判所裁判官国民審査、地方公共団体の長若しくは議員の選挙又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に基づく直接請求に関するもの</p>			<p>請願、陳情、意見書又は決議に関するもの</p>	
重要なもの	その他	重要なもの	その他	重要なもの	その他	重要なもの	その他	重要なもの	その他
十年	五年	十年	五年	十年	三年	十年	三十年	十年	五年



三年間保存する必要があると認められるもの	一年間保存する必要があると認められるもの	一年以上保存する必要がないと認められるもの
三年	一年	一年未満

備考 公文書に係る事務を分掌し、又は総括する課以外の課においては、この表に定める期間より短期の保存期間とすることができる。

様式第1号（第6条関係）

特 殊 文 書 受 付 簿

受領年月日	種 類	引受局番号	差 出 人	宛 先	備 考
・ ・	1 2 3 4 5 6 7				
・ ・	1 2 3 4 5 6 7				
・ ・	1 2 3 4 5 6 7				
・ ・	1 2 3 4 5 6 7				
・ ・	1 2 3 4 5 6 7				
・ ・	1 2 3 4 5 6 7				

注 「種類」欄は、1は配達証明郵便を、2は特別送達郵便を、3は書留郵便（配達時間帯指定郵便に限る。）を、4は現金書留郵便（3を除く。）を、5は簡易書留郵便を、6は書留郵便（1から5までを除く。）を、7は電報をそれぞれ示し、該当するものの数字を○で囲むこと。

様式第2号（第11条関係）

分類記号		保存期間		
保存期間の満了する日		保存期間が満了したときの措置		
公開・非公開の区分		非公開の理由		
件名				
立案日	年 月 日	発 送 別	普通・速達・書留( )・ファクシミリ・ 電子メール・その他( )	
決 裁 日	年 月 日			
発 送 日	年 月 日	施 行 上 の 注 意	登録例文・共通例文・公印省略・ その他( )	
審 査	浄 書	公印使用	立 案 者	( 所 属 )
				職 氏名印  内線 ( )
(決裁欄)				

様式第3号（第21条、第25条、第27条関係）

文書保存用紙

ファイル作成年度
分類記号
公文書ファイル名
保存期間
保存期間の満了する日
保存期間が満了したときの措置
所属名

